

様式 第1号

教育長	事務局長	係長	係

豊丘村教育長 様

令和 年 月 日

学校体育施設開放 登録申請書

豊丘村立学校体育施設の開放に関する規則第5条第2項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

団体名 :

代表者氏名 :

印

代表者住所 :

連絡先TEL :

主な使用施設 :

主な使用目的 :

(※) 教育委員会 記入欄	
許 可	有 料
	減免 (%減免)
却 下	

(※) 担当者記入欄 :

(※) 欄は記入しないでください

構成員名簿（ 年 月 日現在）

【村内居住者または村内勤務者】

※18才以上は高校生を除きます。

No.	氏名	区分（該当に○を）	備考
1		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
2		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
3		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
4		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
5		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
6		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
7		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
8		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
9		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
10		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
11		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
12		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
13		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
14		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
15		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	

【村外者】

No.	氏名	区分（該当に○を）	備考
1		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
2		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
3		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
4		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
5		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
6		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
7		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	
8		園児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 18才以上	

※ 上記に記載された個人情報、目的以外に使用することはありません。

※ 虚偽の記載により使用料を免れた場合は、正当な使用料の倍額を納入していただきます。

○豊丘村立学校体育施設開放に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会体育及び社会教育の普及振興を図るため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第85条及びスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第13条並びに社会教育法(昭和24年法律207号)第6章の規定により、豊丘村立小学校及び中学校の体育施設を学校教育上支障のない範囲で、一般村民の利用に供すること(以下「開放校」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体育施設)

第2条 学校体育施設開放を行う施設は、校庭及び体育館とする。

(管理の責任及び委任)

第3条 学校施設開放を行う学校(以下「開放校」という。)の開放時における当該施設及び設備の管理は、豊丘村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行い、開放校の校長は一切の責任を負わないものとする。

2 第5条の登録を受けた団体が、体育施設を使用する場合の申込書の受付と使用許可事務については、豊丘村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が学校長に委任するものとする。

(学校体育施設開放の期間及び時間)

第4条 学校体育施設開放の期間及び時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず開放校及び教育委員会において特別な理由があるときは、期間及び時間を変更することができる。

(登録)

第5条 学校体育施設開放は、豊丘村に居住又は通勤する者が概ね半数以上で組織し、かつ成人の代表者のある団体で、教育委員会に登録されているものに限るものとする。

2 前項の登録申請は様式第1号により、教育委員会へ行うものとする。

3 前項の規定による登録を受けた団体の代表者は、使用中常に学校体育施設の善良な管理を行うものとする。

4 前項の義務を怠った場合においては、第1項の登録を取り消すことがある。

5 教育委員会は、第1項の登録をした場合には、その団体名・使用目的・使用料の有無等を、様式第3号により学校長に通知するものとする。

(使用及び使用許可)

第6条 学校体育施設の使用に当たっては、学校教育施設であることに鑑み、他の村有施設の利用を優先することを原則とする。

2 使用の申込みに当たっては、団体の代表者は学校施設使用申込書(様式第2号)を当該学校長に提出し、あらかじめその許可を受けなければならない。

3 学校長は、許可について必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 学校長は、次の各号の一に該当するときは、学校体育施設の使用を許可しない。

- (1) 学校施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、学校長が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し)

第8条 学校長は、学校体育施設を使用する者が次の各号の一に該当するときは、その使用を取消し、若しくは停止し、又は許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 使用目的以外に使用したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 施設管理者の指示に従わないとき。

(施設、設備等のき損又は滅失の届出)

第9条 学校体育施設を使用する者が、施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、遅滞なく、その旨を学校長に届出て、その指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

別表 (第 4 条関係)

学校名	施設名	開放日	開放時間
豊丘北小学校 豊丘南小学校	校庭	1月4日～12月27日	(1)日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び長期休業日(以下「休日等」という。) 午前6時から午後9時30分まで (2)休日等でない日 午後6時から午後9時30分まで
	体育館		(1)休日等 午前7時から午後9時30分まで (2)休日等でない日 午後6時から午後9時30分まで
豊丘中学校	校庭	同上	(1)休日等 午前6時から午後9時30分まで (2)休日等でない日 午後7時から午後9時30分まで
	体育館		(1)休日等 午前7時から午後9時30分まで (2)休日等でない日 午後7時から午後9時30分まで

○豊丘村立学校体育施設使用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定により、小学校設置条例(昭和39年豊丘村条例第22号)第2条に規定する小学校の体育施設及び中学校設置条例(昭和39年豊丘村条例第23号)第2条に規定する中学校の体育施設(以下これらを総称して「施設」という。)の使用について使用料を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 施設を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第3条 教育委員会が公益上、その他特別な理由があると認めるものについては、使用料を減免することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表 (第2条関係)

学校名	使用場所		区分	使用料
豊丘北小学校	校庭			300円/時間
豊丘南小学校	体育館			500円/時間
豊丘中学校	校庭			300円/時間
	体育館	アリーナ	片面	500円/時間
		柔剣道場		